

1 Minute News

小嶋税務会計事務所

〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

今年から法人の預金利子から控除される利子割が廃止されています。

Q 預金の利子に係る源泉税が、今までと異なっているようですがこれはどういうことでしょうか？

解説

平成 28 年より法人に対する利子割が、なくなりました。この結果、**手取り額が昨年に比べて 5%、増加しています。**

1. 概要

平成 25 年税制改正により、平成 28 年 1 月から法人に係る利子割（預金利息等から特別徴収する地方税 5%）が廃止されました。

	平成 27 年 12 月 31 日 お支払分まで	平成 28 年 1 月 1 日以降 お支払分
国税	15%	15%
復興特別所得税	0.315%	0.315%
地方税（利子割）	5%	廃止
合計	20.315%	15.315%

2. 対象となる預金

利子割廃止の対象となる預金は、下記のものがあります。（外貨も含まれます）

- ①普通預金
- ②通知預金
- ③定期積金
- ④定期預金（※）
- ⑤国債、地方債、社債の利子など

（※）満期日が平成 27 年 12 月 31 日以前である定期預金について平成 28 年 1 月 1 日以降に解約した場合、満期日までの利息は地方税の徴収対象となります。

3. 個人の取扱い

個人については従来通り地方税（利子割）の 5%は控除されます。

要するに…

銀行に預けている普通預金の利息は、通常 2 月もしくは 8 月に受け取りますが、本年 2 月に受け取っている利息の額が多くなっていたと思います。それは**源泉徴収されている利子割が廃止されていることが原因**です。会計処理や税務処理が異なりますので気を付けましょう。